



松浦市長のスマイルバトン



久しぶりにスタジアムで大声を張り上げて応援してきました。日本精工女子ソフトボール部ブレイブベアリーズ！日本のトップJDリーグに所属し、湖南省石部に活動拠点を置くチームです。創部は昭和47年。実業団トップリーグでは1部で優勝した実績もある屈指の強豪でした。現在、再び日本一をめざす発展期にあるチームです。

日本精工女子ソフトボール部ブレイブベアリーズは、市内小中学校でのスポーツ教室、市民向けに観戦機会の提供、地域での清掃活動といったように企業チームとして、湖南省との連携を重視して活動されています。

とりわけ昨年度は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ関係のイベントにもご協力くださいました。湖南省夏まつりでは、選手の皆さんが炬火イベントの火起こしや江州音頭総踊りにも参加してくださいました。試合中は、いわゆる「えっぐいピッチング」「突き刺さる打球」

「はつらつとした守備」をみせる皆さんですが、市民との交流時には、若さあふれる弾ける笑顔！

スポーツで活躍しながら、地元地域に貢献して下さる皆さんは、湖南省の誇りです。遅ればせながら、昨年12月24日にチームと市は連携協定を結ばせていただきました。

まち全体が沸いた40年前。甲西高校野球部のミラクル甲西旋風。あのようなときめきをもう一度味わいたい！次回、甲賀市民スタジアムでの試合は10月9・10・11日の予定です。

湖南省から日本一へ。ともに応援しましょう。



区・自治会に加入しましょう

企画調整課 まちづくり協働推進室(東庁舎) TEL0748-71-2315 FAX0748-72-2000

区・自治会では、地域住民による自主的な活動を通して地域の発展と地域福祉の充実などに努めています。また、地域で抱えるさまざまな問題についても、お互いに協力しながら解決に向けて取り組んでいます。

区・自治会では次の活動を行っています

- 親睦行事 夏祭り・運動会・敬老会やこども会など
- 防災・防犯、交通安全活動 自主防災組織の結成など、安心安全なまちづくりの推進
- 環境美化活動 地域清掃活動・ゴミステーションの管理・緑化推進活動など
- 情報発信活動 広報紙の発行や回覧板などによる情報発信



その他、行政との連絡調整を行い、住み良いまちづくりに向けて皆さんの思いを行政に届け、協働のまちづくりに取り組んでいます。ぜひ、区・自治会に加入しましょう。

区・自治会に加入するには？

近くの区役員・自治会役員に申し出てください。所属する区が分からない場合は、☎へ問い合わせください(所属する自治会については、区へ問い合わせください)。

ふるさときらめき湖南づくり寄附(ふるさと納税)

問企画調整課(東庁舎) TEL0748-71-2316 FAX0748-72-2000

令和7年度

寄附件数 5,142件 寄附金額 1億8,519万3千円

いただいた寄附金は下記の事業の一部に使用しました(令和7年度事業)

- 天然記念物ウツクシマツの保全に係る事業 5,960,913円
- 図書館の機能充実に係る事業 11,268,000円
- 観光の振興に関する事業 14,220,000円
- 歴史文化遺産の周辺環境整備に関する事業 10,317,000円
- スポーツ施設利用環境の充実に係る事業 9,849,000円
- 地域福祉施策の充実に係る事業 21,503,000円
- その他地域の活性化に関する事業 156,403,495円



▲返礼品の一例

ふるさと納税は湖南省出身者に限らず、湖南省を応援したいと思う市外にお住まいの人であれば誰でも寄附いただけます。

湖南省の魅力が詰まった返礼品も多数ラインナップされていますので、遠方で暮らす家族、親戚、友人がおられましたら、ぜひ「ふるさときらめき湖南づくり寄附」についてお声がけください。

新婚さんの新生活を応援します！

問企画調整課 TEL0748-71-2316 FAX0748-72-2000



市ホームページ

■対象となる世帯 次の①～⑦のすべてに当てはまる世帯

- ①令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し受理されている
- ②婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- ③直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯
- ④他の公的制度による家賃補助を受けていない
- ⑤過去にこの制度に基づく補助を受けていない
- ⑥夫婦の双方または一方が日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること
- ⑦市税の滞納がない

■補助額

- ・1世帯あたり上限18万円
- ・市内在住の直系親族と同一敷地内で居住する場合
夫婦ともに29歳以下:上限60万円 夫婦ともに39歳以下:上限30万円

■対象となる経費 物件の購入費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越し業者や運送業者に支払った費用

■受付期間 6月1日(月)から令和9年2月26日(金)まで

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

詳しくは問へお問い合わせください。





昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅にお住まいの人へ 木造住宅の耐震診断および耐震改修概算費用の作成を無料で実施します

問住宅課(東庁舎) TEL0748-71-2349 FAX0748-72-7964

全国各地で地震が発生しています。南海トラフ地震が起こった場合、湖南市では最大震度6強の大規模な地震が予測されているため、自宅の耐震性を確認することが大切です。

市では住宅所有者の皆さんの取組を支援するため、木造住宅の無料耐震診断を行い、耐震改修を行うための目安となる概算費用を算出する事業を実施しています。

■対象となる住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造軸組工法のもの
- ・2階建て以下、延べ面積が300㎡以下で建物全体の半分以上が住宅として使用されているもの

■調査内容

市が委託した耐震診断員が対象住宅を訪問し、聞き取りや間取りの確認、床下や天井裏の目視などの現地調査を行います。

その後、診断結果をまとめてから耐震診断員が再度訪問し、診断結果の説明を行います。

※耐震診断員は、滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員講習会を受講し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録されています。

■予定棟数 15棟(先着)

■申込方法 申請用紙と建築物の建設時期・延べ面積などのわかる書類(建築確認通知書、固定資産税課税明細書、建物の登記簿の写し)を問へ。
※申込用紙は、住宅課に備え付けているほか、市ホームページにも掲載しています。

■申込期限 12月11日(金)まで



市ホームページ

耐震改修工事費用を補助します(前年度以前に耐震診断および耐震改修概算費用の作成を実施された人が対象となります)

■対象となる工事

耐震診断で上部構造評価点が0.7未満と診断された木造住宅を、0.7以上に引き上げるための改修工事の費用などを補助します(ただし、年度内に完了する工事に限る)。

※設計者等および施工業者は滋賀県木造住宅耐震改修工事業業者登録名簿の登録者に限ります。

■申込方法

申請用紙に、耐震診断の結果報告書の写し、建築年月と面積のわかる書類と工事費内訳明細書などを添付して問へ。

※補助金の交付申請後、交付決定通知日より前に着手した場合、交付の対象外となります。

■申込期限 11月30日(月)まで



市ホームページ



公正で開かれた市政をめざして 令和7年度情報公開・個人情報保護制度運用状況

☎総務課(東庁舎) TEL0748-71-2357 FAX0748-72-3390

市では、市政の公平性や透明性を確保するため、情報公開条例に基づき情報公開を実施しています。また、同時に、個人情報の適正な取扱いなどを定めた個人情報の保護に関する法律および湖南省議会の個人情報の保護に関する条例に基づき、市民のプライバシー保護に努めています。今後も、より市民に身近な市政の構築を推進するため、両制度の令和7年度の運用状況を公表します。
※1件の請求に対し複数の文書の公開が行われることや、1件の文書に関し複数の公開・非公開事由が該当することがあるため、それぞれの件数は一致しないことがあります。

【情報公開制度】

●請求件数 (内訳)	55件
・市長部局	51件
・教育委員会	2件
・議会	3件
●公開等の決定状況	
・公開	20件
・部分公開	32件
・非公開	0件
・却下(不存在)	7件
・存否不応答	0件
・取下げ	3件

●非公開・部分公開・却下の理由

・個人情報	22件
・法人情報	17件
・意思形成過程	1件
・人事管理情報	5件
・行政運営情報	6件
・契約訴訟情報	3件
・文書不存在	7件

・教育委員会	1件
・議会	0件

●開示等の決定状況

・開示	2件
・部分開示	11件
・非開示	3件

●非開示・部分開示・却下の理由

・請求者以外の個人情報	8件
・法人その他の団体情報	3件
・行政機関の事務・事業の情報	3件
・文書不存在	3件
・請求書形式不備	0件

【個人情報保護制度】

●請求件数 (内訳)	16件
・市長部局	16件

4月から「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」に関する 行政サービスを開始しています

☎人権擁護課(東庁舎) TEL0748-71-2354 FAX0748-72-3788

本市では、性的少数者も含めて、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざして取組を進めています。この取組の一環として、滋賀県が令和6年9月から運用を開始した「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」と連携し、支援に取り組みます。

●滋賀県パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、一方または双方がLGBTなどの当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した2人の関係を宣誓し、滋賀県が宣誓書を受領したことを証明するものです。

制度の詳細については、県ホームページをご確認ください。



滋賀県ホームページ

●湖南省で利用できる行政サービスについて

市では、滋賀県の宣誓書受領証の提示により、受領証に記載された本人とパートナーが受けられる行政サービスがあります。なお、行政サービスにより必要書類などは異なります。受領証の提示がなくても受けられる行政サービスもあるため、詳細は市ホームページをご確認のうえ、☎までお問い合わせください。

今後、運用可能な行政サービスを随時更新します。



市ホームページ